

社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会表彰規程取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要項は、社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会（以下「本会」という。）表彰規程（以下「規程」という。）第1条に規定する目的を達成するため、横須賀市と本会が共催する横須賀市社会福祉大会（以下「社会福祉大会」という。）における規程の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(社会福祉施設の定義)

第2条 規程第2条第1項第2号に規定する社会福祉施設は、横須賀市に所在し、横須賀市内をその活動範囲として社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う施設または事業所（以下「施設」という。）とする。

- 2 社会福祉法第26条に規定する公益事業は、社会福祉事業とみなす。
- 3 児童福祉法、老人福祉法及び介護保険法、障害者総合支援法に規定する社会福祉事業関連事業は、社会福祉事業とみなす。
- 4 介護保険法に規定する介護老人保健施設は、第1項に規定する施設とみなす。
- 5 障害者地域作業所は、第1項に規定する施設とみなす。

(社会福祉団体の定義)

第3条 規程第2条第1項第2号に規定する社会福祉団体は、横須賀市が定める社会福祉功労者表彰基準第3条第1項第2号に規定する団体とする。

- 2 前項に規定する団体のほか、会員規程第3条第3号に規定する第3号会員のうち、部会規程第2条第5号及び第7条に規定する団体部会に所属する団体を社会福祉団体とする。
- 3 前項に規定する団体のうち、ボランティア団体は、規程第2条第1項第4号に規定するボランティア・グループに区分する。

(被表彰者)

第4条 規程第2条第1項第2号に規定する社会福祉施設及び団体の従事者は、次に掲げる者とする。

- (1) 第2条第1項から第3項までに規定する事業を行う施設の業務に従事する者
 - (2) 第2条第4項及び第5項に規定する施設の業務に従事する者
 - (3) 前条に規定する団体に所属し、その活動に従事する者
- 2 前項に規定する従事者の職種及び役職は問わないものとする。

(在職・勤続年数の計算)

第5条 規程第2条第1項第2号に規定するもののうち、社会福祉施設の従事者及び第3号に規定する勤続者は、勤続年数に休業期間を合算する。

- 2 前項に規定する社会福祉施設の従事者及び勤続者のうち、常勤的非常勤職員等の場合の勤続年数は、総勤務時間を年間2,080時間（40時間×52週）で除した商を用いる（国民の休日は考慮しない）。

- 3 規程第2条第1項各号に規定する者は、規程第6条に規定する基準日から前年の基準日までの期間に解職、退職、活動終了又は登録抹消によって当該資格を失った者を含むものとする。
- 4 規程第2条第1項第7号に規定するよこすか市民後見人（以下この項において「市民後見人」という。）のうち平成20年度に横須賀市が実施した市民後見人養成研修を修了した者（第1期生）は、平成21年4月1日に市民後見人として登録したものとみなす。

（その他の事項）

- 第6条 規程第2条第1項各号に規定する者のうち、同一の功績事由により神奈川県社会福祉協議会会長及び市長による表彰歴がある場合は、対象外とする。
- 2 規程第2条第2項に規定する寄付者のうち、寄付者の申し出により寄付採納時等に感謝状を贈呈する場合は、記念品は贈呈しないものとし、社会福祉大会においては、被表彰者名簿への氏名等の記載にとどめ、重複して表彰はしないものとする。
 - 3 公務員は表彰の対象としない。ただし、法律上公務員の地位を与えられている者のうち、国及び地方公共団体、独立行政法人との雇用関係が成立しないボランティアの身分である民生委員等の職は、表彰の対象とする。

附 則

この要項は、平成27年2月23日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年2月5日から施行する。（第4条第3項の削除）

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。